



2025 年 8 月 25 日

各 位

会 社 名 アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 庵 下 伸 一 郎
(コード番号：6085 東証グロース)
問 合 せ 先 執行役員 管理本部長 生 島 始 郎
(TEL. 03-6262-1256)

(差替) 「(経過開示)株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」の添付資料の差替について

2025 年 8 月 22 日 17:40 に公表いたしました「(経過開示)株主による臨時株主総会の招集に関するお知らせ」につきまして、添付の法定備置書類の謄写請求の開示に一部不備がございましたので差替えいたします。なお、記載内容については当初開示した内容と相違ありません。皆様には、お手数をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

以 上



2025 年 8 月 22 日

各 位

会 社 名 アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 庵 下 伸 一 郎
(コード番号: 6085 東証グロース)
問 合 せ 先 執行役員 管理本部長 生 島 始 郎
(TEL. 03-6262-1256)

(経過開示) 株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ

2025 年 7 月 9 日の「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」、2025 年 7 月 25 日の「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」及び、2025 年 8 月 12 日の「(開示事項の変更) 臨時株主総会招集のための基準日の取り消しに関するお知らせ」に関しまして、お知らせしている通り、当方から求めています質問に対する回答が得られておりませんので、再度添付の質問書を請求株主の代理人に対し、送付することとしましたのでお知らせ致します。

また、請求株主より法定備置書類の謄写請求が届きましたので、併せて添付させていただきます。

本謄写請求に対して、1. 株主名簿（令和 7 年 8 月 15 日時点のもの）については、当該時点における株主名簿の備え置きはなく、希望時点の株主名簿を作成するためには、費用がかかる旨つたえており、また、5. 令和 7 年 7 月末日から起算して過去 5 年分の毎月の現預金残高の推移が分かる表について、法定備置帳簿をもとにこちらで作成して提出してよろしいのか等を、代理人を通じて先方に確認しておりますので、まだ対応しておりませんが、整い次第対応いたします。

以 上

令和7年8月22日

〒100-0005

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号新国際ビル9階

祝田法律事務所

中谷宅雄氏代理人

弁護士 熊 谷 真 喜 先生

弁護士 奥 苑 直 飛 先生

弁護士 内 藤 拓 先生

〒100-0013

東京都千代田区霞が関1丁目4番1号 日土地ビル10階

フェアネス法律事務所

電話：03-3500-5330／FAX：03-3500-5331

アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社

上記代理人弁護士 水 野 靖 史

同 弁護士 山 本 直 諒

同 弁護士 藤 永 貴 大

再 質 問 状

前略 当職らは、アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社（以下「当社」といいます。）の代理人としてご連絡致します。

当社は、中谷宅雄氏（以下、「貴殿」といいます。）に対して、令和7年7月25日付け「質問状」と題する書面（以下「本件質問状」といいます）を送付したところ、貴殿は同年8月1日付「回答書」と題する書面（以下「本件回答書」といいます。）を送付し、ご回答されました。しかし、そのご回答内容は不十分な点が多く、当社株主に必要な情報の提供がなされたとは言い難いものでした。そのため、当社は臨時株主総会招集のための基準日を取り消さざるを得ませんでした。

そこで、当社は貴殿に対し、貴殿の株主提案に対する賛否や意見を明確にするため、改めて本再質問状においてご質問させていただきます。

なお、令和7年8月29日までに回答いただきますようお願い致します。当社としては貴殿からの臨時株主総会開催請求につき、貴殿の権利を尊重し、真摯に検討しており、開催される臨時株主総会を株主の皆様にとって有意義で共同の利益に資するものとするため

に、貴殿に対して株主の皆様に必要な情報を求めているものであります。よって速やかな情報提供が速やかな開催に直結することをご理解の上でご対応いただけますように重ねて申し入れます。なお、本質問状、回答の有無及び回答内容は、投資家に向けて適時に開示することがありますことを予めご了承下さい。

記

1 選任されたばかりの役員を解任することの必要性・合理性について

貴殿は、令和7年6月27日付け第18回定時株主総会において、現取締役の再任について何ら異議を発しませんでした。貴殿は基準日において総株主の1%以上の議決権を有しており、本臨時株主総会招集請求においてご提案されている取締役候補を選任することを内容とする議案提案権を行使することが可能であり、そのような手段を通じて現取締役の再任に反対することが可能でした。しかし、貴殿はそのわずか11日後に、上記定時株主総会で選任された株主の解任を求めて臨時株主総会の招集請求をされました。そのため、当社は貴殿に対し、このタイミングで解任を求めることの必要性および合理性について回答を求めています。

この点、貴殿は「現在の貴社の株主構成は、本件総会で議決権を行使した株主構成から大きく変わっていることから、現在の経営陣が役員として適格であるかについて、現在の株主構成の下で信任を得るべき」と回答するに留まっております。すなわち、貴殿の請求は、定時総会の基準日以降の新株主の信任投票を行うべきであるとするにとどまり、積極的な解任の正当事由は何ら存在しないことを吐露したものに他なりません。

しかし、そもそも、会社法第297条第1項では、会社の議決権を6か月以上前から保有する株主に株主総会の招集が認められているだけであり、それより保有期間が短期の株主が解任を求めることはできません。信任投票は、法令に従い、令和7年6月27日に既になされたものであることは論を俟たないものです。その機会は貴殿にも与えられていたことはいうまでもありません。

仮に株主構成が少しでも変化した場合に常に株主の意思を問うべきであるとするれば、上場会社の会社経営は、一部の少数株主により容易に妨害できることとなり、会社の意思決定が阻害され、ひいては株主共同の利益を毀損することとなるため、権利の濫用であり到底受け入れることはできません。

そこで、(1)貴殿は、なぜ上記定時株主総会で議決権行使をせず、かつ、自ら適任と考える取締役を推薦する等の措置を取らなかったのかについて、ご回答ください。

また、貴殿の主張は、あたかも、新株主が、現在の役員体制を信任せず、敵対的關係にあることを前提に、新株主からの要請で、新株主によって株主総会の招集を求めているかのように伺えます。しかし、既述のとおり、株主総会の招集は、6か月以上前から議決権を引き続き保有する者にのみ認められている権利であり、実質的に新株主が解任を求めているのであるとするれば、これは法定の要件を欠き、違法な権利行使とな

ることはいうまでもありません。

そこで、(2)貴殿は、新株主、とりわけ大株主であるペーア・ディミトリー・フィリップ氏が、現在の経営陣と敵対的な関係にあるとの認識であるかどうか、(3)また、同氏からの委任で、本件招集請求を行っているのかどうかについて回答を求めます。

しかも、赤字経営を理由とする信任投票ということであれば、取締役全員の解任を求めるべきであり、丸山雄平氏と石塚亮平氏については解任を求めていることと整合しません。すなわち、貴殿の説明と提案内容が合理的に整合していないのであり、貴殿の真の意図は会社を徒に混乱させようとしているものと言わざるを得ません。

単なる信任投票であれば、定時株主総会で十分であり、近接した時期に相応のコストを負担してまで開催する必要性もありません。また、信任投票ということは解任の正当事由がないことは明らかなり、任期満了までの役員報酬相当額の賠償の必要があります。こうした疑問に対して貴殿からは一切の回答がありません。

改めて、(4)開催コストや賠償コストを負担してでも、信任投票を行う必要があることについての合理的な説明を求めます。

2 取締役および監査等委員の解任理由の正当性について（本件質問状の2ないし4）

従前より繰り返し説明している通り、当社は丸山氏から代表取締役を変更したことで、赤字経営の原因であった丸山氏による杜撰な経費支出、プロジェクト管理を是正することができ、収支は徐々に改善しております。貴殿は、当社が赤字であることを繰り返し主張されますが、これは上記定時株主総会で既に明らかになっていたことです。この点に関し、貴殿は、回答書において「貴社が赤字状態であったことは、紛れもない事実」であると述べるに留まっています。

単なる赤字経営というだけでは解任の正当性がないことは明らかなり、その正当性の具体的かつ合理的な説明を求めたにもかかわらず、単に「赤字は赤字」との回答だけでは、何らの正当性の説明になっていないことはいうまでもありません。むしろ、当社の事業内容について何ら分析することなく、無手勝流に解任を求めていることは明白で、貴殿の権利行使が権利濫用であることを裏付ける結果となっております。特に、基幹管理システムAPOSのソフトウェア仮勘定22,800千円の全額減損処理は、そのシステムの発注先であるインコントロール社の代表者である川井博司氏が取締役候補者であるとするものの適格性にも関わる問題です。ところが貴社は、利益相反のリスク回避方法も一切回答を拒否されています。

また、貴殿は監査等委員が議決権を有していることを根拠に、監査等委員と通常の実務取締役の役割を同一視しておりますが、他の取締役と区別して選任され（会社法329条2項）、取締役の職務執行を監査するとともに（同法399条3項1号）、取締役の人事や報酬に対して意見陳述権を有する（同項3号）監査等委員の職務の特殊性を無視しており、妥当ではありません。赤字経営が継続することについて、監査等委員に責任

があるのであれば、上記監査等委員の職務にどのような懈怠があったのかについての具体的事実を主張すべきです。

就任後わずか11日しか経過していない四倉氏の解任も、監査等委員の役割に対する貴殿の不十分な認識によるものと推察されます。仮に四倉氏を当社経営陣が選任する旨総会決議にかけたことを問題視するのであれば、臨時株主総会において現経営陣である取締役を解任し、当該臨時株主総会で選任された取締役に四倉氏の適格性を問うことで十分ではないでしょうか。

(5)貴殿は、上記を踏まえた上で、なお各取締役について解任に正当な理由があることを具体的にご説明いただきたく存じます。

3 新任候補者の属性情報・利益相反リスクの開示、事業計画の開示、および取締役候補との面談について（本件質問状の5ないし7）

貴殿は、新任候補者の属性情報・利益相反リスクの開示、事業計画の開示、および取締役候補との面談を拒否されております。

しかし、貴殿の主張は、現経営陣の赤字を理由とする信任投票が目的であるということです。ですから、他の株主に対し、現経営陣を解任し、自らが推薦する候補者が適任であることを合理的に説明し、議決権行使を促すための判断材料を提供することが不可欠です。かかる材料すら提供しない、あるいは提供できないということは、貴殿の申立てが、単に会社の経営を混乱させるだけの濫用目的であることを裏付けることに他なりません。判断材料が何らない中で臨時株主総会を招集しても株主に十分な判断材料がないまま投票を求めるものであり、当社の経営に時間的・経済的圧迫を加えるだけで株主共同の利益を害すると言わざるを得ません。

特に、現経営陣において、取締役候補者との面談は、現経営陣が意見を述べるに当たって不可欠の作業であると認識しております。かかる作業すら拒否するということは、これらの取締役候補者と貴殿が円滑にコミュニケーションできておらず、株主総会で選任された後で真に就任することについて内諾を得られていない可能性すら疑われるところです。とりわけ、ディミトリ氏に関しては、未だに大量保有報告書における保有目的を「発行者の海外事業展開」としております。真に経営に参加する目的があるのであれば、大量保有報告書の変更を届け出てしかるべきです。かかる変更届出がなされていないということは、ディミトリ氏が取締役として就任することを承諾していないことを合理的に推認させるものです。

そこで、(6)貴殿は、貴殿の推薦する取締役候補者と直接面談をしているのか、(7)各候補者は、株主総会で選任された場合は、内諾する意思を示しているのか、(8)各候補者とも、かかる行動が現経営陣に対し敵対的な関係となることを認識しているのか、(9)とりわけディミトリ氏に関しては大量保有報告書の保有目的の変更を届け出ないのはどうしてか、について説明いただきたく存じます。

その上で、改めて(10)取締役候補者の属性情報に関する調査の有無とその結果、(11)当社の中期経営計画と比較可能な新取締役候補者側の事業計画を提示するよう求めます。

なお、貴殿が取締役候補の属性情報や事業計画等について十分に説明できない場合、当社が直接、各取締役候補者に接触を図り、ヒアリングを行うことも検討していることを付言致します。

以上

=速達= =配達証明=

〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-2
新日石ビル1階

アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社
代表取締役社長 庵下 伸一郎 殿



132-65-79851-2

〒104-
東京都中央区

中谷 宅雄



受付通番 : G01753588000100001 号

令和7年8月12日

〒100-0005

東京都千代田区丸の内3-4-2

新日石ビル1階

アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社

代表取締役社長 庵下 伸一郎 殿

〒104-

東京都中央区

中谷 宅雄

法定備置書類の謄写請求

中谷宅雄（以下「請求株主」といいます。）は、貴社の総株主の議決権の百分の三以上の議決権を有する株主であり、貴社に対し、会社法第125条2項、第310条7項、第311条4項、第312条5項及び第433条1項に基づき、貴社に請求株主の個別株主通知が到達することを条件として、下記第1に記載する各法定備置書類（以下「本件各書類」といいます。）の謄写を請求します。

なお、請求株主は、貴社に赴いて謄写するのではなく、本件各書類の写し又は電子データを請求株主にお送りいただく方法により交付を受けることを希望します。ご承知のとおり、法務省は、会社法等の規定に基づいて会社等が作成するなどした資料の閲覧等については、電子メールの送付による方法等のデジタル的手法の活用を推奨していますので（法務省「会社法等の規定による閲覧等の方法について」）、貴社におかれましても、合理的な対応を求めます。

なお、請求株主は、謄写した本件各書類を、下記第2に記載した目的及び理由以外のためには一切使用しません。また、請求株主は、本件各書類に、個人情報が含まれている可能性があることを認識しており、法令等で許容される場合を除き、当該個人情報を第三者に開示・漏洩しません。



受付通番：G01753588000100001 号

1/2 頁

記

第1 謄写を求める書類

1. 株主名簿（令和7年8月15日時点のもの）
2. 貴社第18期定時株主総会（以下「本件定時株主総会」といいます。）における代理権を証する書面
3. 本件定時株主総会における議決権行使書面
4. 本件定時株主総会における電磁的方法による議決権行使の結果を記録した電磁的記録
5. 貴社における令和7年7月末日から起算して過去5年分の毎月の現預金残高の推移がわかる表

第2 謄写を請求する理由

1. 第1の1の書類について
令和7年10月に開催予定の貴社の臨時株主総会において議決権を行使することができ
る株主を把握し、当該株主と議決権の行使に関する意見交換を行うため
2. 第1の2、3及び4の書類について
本件定時株主総会における議決権の行使状況について確認し、不正行為が行われてい
ないかチェックするため
3. 第1の5の書類について
請求株主による臨時株主総会の招集請求の前後において、貴社において、不当な財産流
出がなされていないかを確認し、仮にそのような行為があった場合には、貴社取締役役
に対して、株主代表訴訟を提起すべきか否かを検討するため

以上

差出人 〒104-
東京都中央区

中谷 宅雄

受取人 〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-2新日石ビル1階
アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社

代表取締役社長 庵下 伸一郎 殿



郵便認証
7. 8. 12

この郵便物は令和7年8月12日
第13265798512号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番：G01753588000100001 号

2/2 頁

